

下水排除基準一覧表

令和8年4月1日現在

下水排除基準項目 (単位)		対象事業場	特定施設を設置している事業場			特定施設を設置していない事業場
			500m <sup>3</sup> /日以上	50~500m <sup>3</sup> /日	50m <sup>3</sup> /日未満	
下水道法施行令第9条の4第1項	有害物質	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
		シアン化合物 (mg/L)	0.5以下	1以下(0.5以下)	1以下(0.5以下)	0.5以下
		有機燐化合物 (mg/L)	1以下	1以下	1以下	1以下
		鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		六価クロム化合物 (※2) (mg/L)	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下
		砒素及びその化合物 * (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	0.003以下	0.005以下(0.003以下)	0.005以下(0.003以下)	0.003以下
		アルキル水銀化合物 (mg/L)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/L)	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下
		トリクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		ジクロロメタン (mg/L)	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下
		四塩化炭素 (mg/L)	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
		1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下
		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	1以下	1以下	1以下	1以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3以下	3以下	3以下	3以下
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下
		1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
		チウラム (mg/L)	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下
シマジン (mg/L)	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下		
チオベンカルブ (mg/L)	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下		
ベンゼン (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下		
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下		
ほう素及びその化合物 (※3) (mg/L)	10以下	10以下	10以下	10以下		
ふっ素及びその化合物 * (※3) (mg/L)	8以下	8以下	8以下	8以下		
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下		
その他	フェノール類 (mg/L)	5以下	5以下	5以下	5以下	
	銅及びその化合物 * (mg/L)	3以下	3以下	3以下 (※1)	3以下	
	亜鉛及びその化合物 * (※4) (mg/L)	2以下	2以下	2以下 (※1)	2以下	
	鉄及びその化合物(溶解性) * (mg/L)	10以下	10以下	10以下	10以下	
	マンガン及びその化合物(溶解性) * (mg/L)	10以下	10以下	10以下	10以下	
	クロム及びその化合物 * (mg/L)	2以下	2以下	2以下 (※1)	2以下	
ダイオキシン類 (※5) (pg-TEQ/L)	10以下	10以下	10以下	10以下		
9条の5第1項	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 (mg/L)	380未満	380未満	380未満	380未満	
	生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	600未満	600未満	600未満	600未満	
	浮遊物質(SS) (mg/L)	600未満	600未満	600未満	600未満	
9条第1項	n-ヘキサン抽出物質含有量 鉱油類 (mg/L)	5以下	5以下	5以下	5以下	
	動植物油脂類 (mg/L)	30以下	30以下	30以下	30以下	
	水素イオン濃度(pH) *	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	
	窒素含有量 (※6) (mg/L)	240未満	240未満	240未満	240未満	
	燐含有量 (※6) (mg/L)	32未満	32未満	32未満	32未満	
	温度 (°C)	45未満	45未満	45未満	45未満	
よう素消費量 (mg/L)	220未満	220未満	220未満	220未満		

- (注) 1      は、直罰規制に係る排除基準(下水道法第12条の2、長野市下水道条例第9条)を示す。  
 2      は、除害施設の設置等に係る排除基準(長野市下水道条例第10条及び11条)を示す。  
 3 ( )内の数値は、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく有害物質の上乗せ排水基準(長野県良好な生活環境の保全に関する条例第16条)を示す。  
 4 ※1 水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号1の2、26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65、66の各号に掲げる施設を設置している事業場は、直罰対象になる。(長野県公害防止条例第16条)  
 5 ※2 水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号66(電気めっき業)に属する特定事業場は、令和9年3月31日までの暫定基準(0.5mg/L)が適用される。但し、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する場合、上乗せ排水基準(0.3mg/L)が適用される。(県条例)  
 6 ※3 業種ごとに、令和10年9月30日までの暫定基準が適用される。  
 7 ※4 電気めっき業に、令和11年12月10日までの暫定基準が適用される。  
 8 ※5 ダイオキシン類の直罰規制は、ダイオキシン類特別措置法第2条第2項の規定による特定施設を設置する事業場に適用される。  
 9 ※6 戸隠地区及び鬼無里地区内の工場又は事業場に適用される。  
 10 旅館業の取り扱い：温泉を利用している旅館業については直罰対象になる。ただし、\*のある項目について、昭和49年11月30日現在に湧出している温泉を利用する旅館業は直罰対象とならない。